

○横須賀市漁業振興資金融資要綱

昭和46年4月1日

(総則)

第1条 本市に存する組合及び当該組合の組合員に対する漁業経営に要する資金等の融資については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「組合」とは、横須賀市東部漁業協同組合、湘南漁業協同組合（佐島支所に限る。）及び長井町漁業協同組合をいう。

2 この要綱において「組合員」とは、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第18条に規定する者をいう。

3 この要綱において「預託機関」とは、神奈川県漁業信用基金協会により指定金融機関として承認された金融機関のうち農林中央金庫をいう。

(融資の方法)

第3条 融資は、市が預託機関に資金を預託して行うものとする。

(資金の預託)

第4条 市は、予算の範囲内で次に掲げるところにより預託機関に融資資金を預託する。

(1) 預託方法は、決済用普通貯金とする。

(2) 預託期間は、1年以内とする。

(3) 預託する融資資金は、無利子とする。

(融資資金の種類)

第5条 資金の融資は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組合及び組合員が必要とする整備資金及び漁業経営資金等

(2) その他市長が特に必要と認める資金

(条件)

第6条 資金の融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資の限度額は、1融資対象5,000万円とする。

ただし、前条第2号に定める資金については、この限りではない。

(2) 融資利率の設定は、取扱金融機関の責任の基行うものとする。

2 融資の方法、融資期間及び返済方法は、預託機関が定める。

(融資の責任)

第7条 預託機関は、資金の融資についての一切の責任を負うものとする。

2 預託機関は、前条第1項の規定により市の預託金を融資する場合は、当該融資内容と同一条件をもって当該融資額と同額の自己資金を同時に融資するものとする。

(預託金の返還)

第8条 預託機関は、毎会計年度末に預託金を返還しなければならない。

(報告等)

第9条 預託機関は、四半期ごとに融資状況を翌月20日までに市長に報告しなければならない。

2 預託機関は、融資に関する経理の状況を明確に記録し整備しなければならない。

(覚書の交換)

第10条 資金の預入及び運用については、別途覚書を市長と預託機関との間に取り交わすものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、昭和59年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、昭和61年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、昭和62年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、昭和63年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成2年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成3年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成4年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成5年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成6年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成7年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成8年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成9年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成10年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成12年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成13年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成14年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成15年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成16年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成16年12月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成17年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成19年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成20年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成22年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成24年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成25年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成27年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、平成30年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以降に資金の融資を

決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和3年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和5年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和6年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和7年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁業振興資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以降に資金の融資を決定したものについて適用し、同日前に資金の融資の決定を受けたものについては、なお従前の例による。